### <関連規定>

### 特許法

(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

HB4101 関連条文一覧

- 第17条の2 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることが できる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合 に限り、補正をすることができる。
  - 一 第五十条(第百五十九条第二項(第百七十四条第二項において準用する場合を含む。)及び第百六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による通知(以下この条において「拒絶理由通知」という。)を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にするとき。
  - 二 拒絶理由通知を受けた後第四十八条の七の規定による通知を受けた場合 において、同条の規定により指定された期間内にするとき。
  - 三 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後 に受けた拒絶理由通知に係る第五十条の規定により指定された期間内にす るとき。
  - 四 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求と同時にするとき。

#### 2 (略)

- 3 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第六項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)。第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項において同じ。)に記載した事項の範囲内においてしなければならない。
- 4 前項に規定するもののほか、第一項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、第三十七条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。
- 5 前二項に規定するもののほか、第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶理由通知と併せて第五十条の二の規定による通知を受けた場合に限る。)において特許請求の範囲についてす

る補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 第三十六条第五項に規定する請求項の削除
- 二 特許請求の範囲の減縮(第三十六条第五項の規定により請求項に記載した 発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、その補正前の 当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明 の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。)
- 三誤記の訂正
- 四 明りようでない記載の釈明(拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。)
- 6 第百二十六条第七項の規定は、前項第二号の場合に準用する。
- 第37条 二以上の発明については、経済産業省令で定める技術的関係を有する ことにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、一の 願書で特許出願をすることができる。

### (補正の却下)

第53条 第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて第五十条の二の規定による通知をした場合に限る。)において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第十七条の二第三項から第六項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

## 2 · 3 (略)

### (訂正審判)

- 第126条 特許権者は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすることについて訂正審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。
  - 一 特許請求の範囲の減縮
  - 二 誤記又は誤訳の訂正
  - 三・四 (略)

### 2~6 (略)

7 第一項ただし書第一号又は第二号に掲げる事項を目的とする訂正は、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許

出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならない。

8 (略)

# 特許法施行規則

(発明の単一性)

- 第25条の8 特許法第三十七条の経済産業省令で定める技術的関係とは、二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの発明が単一の一般的発明概念を形成するように連関している技術的関係をいう。
- 2 前項に規定する特別な技術的特徴とは、発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう。
- 3 第一項に規定する技術的関係については、二以上の発明が別個の請求項に記載されているか単一の請求項に択一的な形式によって記載されているかどうかにかかわらず、その有無を判断するものとする。